

## 哲学堂公園保存活用計画の策定について

哲学堂公園保存活用計画の策定について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 計画策定の趣旨

令和2年3月に国名勝に指定された哲学堂公園を適切に保存、活用及び整備をするために、保存活用計画を策定する。

#### 2 計画策定の位置づけ

文化財保護法第129条の2のとおり、史跡名勝天然記念物(哲学堂公園)の所有者である中野区は、文部科学省令で定めるところにより、保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

#### 3 計画策定での留意点

哲学堂公園の一部は、平成21年2月に東京都の名勝に指定され、平成24年3月、保存管理計画を策定した。

平成31年4月の文化財保護法の改正により、地域における文化財の確実な継承と文化財の総合的な保存活用を進めることを通じて、文化財保護行政の推進力を強化することが求められていることから、文化財の保存活用を視野に入れた計画を策定する必要がある。

また、今回の国名勝指定では、指定範囲が哲学堂公園全域であることから、本計画では全域に対し調査を行い、併せて検討委員会での意見等の集約、計画への反映を行う。

#### 4 検討の進め方

公園全域の現況調査(建造物・自然環境等)、歴史調査(成り立ち・変遷等)を経て、学識者、区民委員、関係機関を交えた検討委員会(5回程度)により内容の検討を行う。

なお、計画策定にあたっては、支援業務を専門事業者へ委託するものとする。

#### 5 策定スケジュール(予定)

令和4年	
5月	区民委員の公募開始
6月	策定支援業務の受託者決定
7月	公募区民委員の選出
	現況調査、歴史調査の着手
9月	検討委員会の発足
令和5年	
3月	計画の策定